

電源 I' 厳気象対応調整力の提供に関する契約書
【DR 用】
(ひな型)

2021 年〇月〇日

〇〇株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社
(当社が属地 TSO とならない場合、以下の内容を加える)
東北電力ネットワーク株式会社

電源 I' 厳気象対応調整力の提供に関する契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）（当社が属地 TSO とならない場合、「東北電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）」を加える。）とは、2020 年 8 月 31 日に乙が公表した「2020 年度電源 I' 厳気象対応調整力募集要綱」（以下「募集要綱」という。）に応じて甲が落札した電源 I' 厳気象対応調整力（以下「調整力」という。）の提供について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（電源 I' 厳気象対応調整力）

第 1 条 甲は、乙が乙の供給区域における厳気象時等の需給ひっ迫時および広域的な需給バランス調整等を実施するため、別紙 1（契約設備一覧表）の負荷設備（以下「契約設備」という。）を用いて、乙に対して（当社が属地 TSO とならない場合、「丙を通じて」を加える。）調整力の提供を行なうものとする。

なお、この場合、契約設備は、次項(2)に定める乙（当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙から依頼を受けた丙（以下「乙（丙）」という。）に置き換える。以降、本契約の指令に係る箇所は同様に置き換える。）の指令に従った需要抑制を行なっている時間に限り、乙（当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）の託送供給等約款（以下「約款」という。）15（供給および契約の単位）(5)に規定する調整負荷に該当するものとする。

2 本契約において調整力の提供とは、次のものをいう。

(1) 甲が、第 5 条に定める供給地点において、同条に定める契約電力を、夏期（7 月～9 月）および冬期（12 月～2 月）（総称して以下「厳気象発生月」という。）の土曜日、日曜日、祝日および 12 月 29 日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日、1 月 3 日を除く日（以下「厳気象発生月の平日」という。）の 9 時～20 時（以下「厳気象発生月の平日の 9 時～20 時を「平日時間」という。）において、契約設備により乙の指令に従い、契約設備における電気の使用の抑制（以下「需要抑制」という。）が可能な状態で維持（以下「待機」という。）すること。

- (2) 甲が、乙の指令に従い、平日時間において、契約設備により契約電力を満たす需要抑制を行なうこと。

(調整力ベースライン)

第2条 甲は、乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）との間で、仮に本契約にもとづく調整力を提供しなかった場合に想定される負荷消費量等の合計に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたもの（損失率は約款にもとづくものとする。）（以下「調整力ベースライン」という。）を30分ごとに算定し、乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）に提出するものとする。

なお、調整力ベースラインの算定にあたっては、原則として「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（資源エネルギー庁策定）」で標準ベースラインとして定められている「High 4 of 5」を使用するものとし、小数点第1位で四捨五入するものとする。

また、調整力ベースラインの算定にあたっては途中計算過程における端数処理は行なわないものとする。

- 2 前項により算出された調整力ベースラインについては、第13条で定める調整電力量とともに原則として乙からの指令により甲が需要抑制を実施した月の翌月末日までに、乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が別途定める書式を用いて甲から乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）へ提出するものとする。

(供給地点および送電上の責任分界点)

第3条 供給地点および送電上の責任分界点は、契約設備に関し、乙（または丙）との間で約款にもとづき締結している接続供給契約の定めに基づるものとする。

(財産分界点および管理補修)

第4条 財産分界点および管理補修は、契約設備に関し、乙（または丙）との間で約款にもとづき締結している接続供給契約の定めに基づるものとする。

(契約電力, 需要家名, 所在地, 電圧および供給地点特定番号)

第5条 アグリゲータの契約電力, 需要抑制を行なう需要家の需要家名, 所在地, 電圧および供給地点特定番号は, 別紙1のとおりとする。

(契約設備の追加, 変更および削除)

第6条 甲は, 別紙1に定める契約設備の追加, 変更および削除を行なう必要が生じた場合は, 速やかに乙に申し出を行ない, 乙の承諾を得た場合においてのみ, 契約設備の追加, 変更および削除ができるものとする。

なお, 契約設備の追加, 変更および削除を行なった場合においても, 前条で定める契約電力の変更はできないものとする。

(設備要件)

第7条 甲は, 契約設備について, 募集要綱に記載の設備要件を満たすものとする。

(運用要件)

第8条 甲は, 契約設備について次の各号の運用要件を満たし, 法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き乙の指令に従うものとする。

- (1) 乙の指令から第5条により定める契約電力を供出できるまでの時間(以下「指令応動時間」という。)が, 別紙1に記載の時間であること。
- (2) 平日時間において, 乙の指令に従った需要抑制および待機が可能であること。また, 平日時間以外の時間においても, 乙からの指令に可能な限り応じられること。
- (3) 乙からの指令に対し, 12回までは応じられること。また, 12回を超過した指令に対しても, 可能な限り応じられること。
- (4) 発動は1日1回を基本とする。なお, 別途協議のうえ, 1日に複数回の指令を行なう場合がある。
- (5) 乙の指令から指令応動時間以上が経過した後の需要抑制開始時刻を起点とし, 契約電力を満たす需要抑制が可能な時間が, 3時間以上であること。

なお、乙の指令に従った需要抑制は、3 時間で区分するものとし、甲が乙の指令に従い 3 時間以上の需要抑制を実施した場合は、3 時間ごとに 1 回の指令として算定するものとする。

- (6) 甲は、乙から甲へ指定した需要抑制開始時刻を起点として、3 時間を経ずに乙から需要抑制終了の指令があった場合には、可能な限りそれに従うこと。
- (7) 甲は、平日時間において、契約設備に不具合が生じた場合、速やかに乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」の後に「および丙」を加える。）に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
- (8) 甲は、平日時間において、契約設備の不具合が解消した場合、速やかに乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」の後に「および丙」を加える。）に連絡すること。
- (9) 電源 I へ厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、乙は甲、または関連するリソースアグリゲータ、需要家等に対し、実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じていただきます。
- (10) 甲は（2）の要件を満たすため、調整力の提供を目的に需要抑制および待機する契約設備の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。
- (11) 甲は、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規定および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下総称して「本契約等」という。）を遵守するものとする。

なお、契約設備の所有者が甲以外の者である場合、甲は、その者に本契約等を遵守させること。

（停止計画）

第 9 条 停止時期は、原則として厳気象発生月を除く時期に設定すること。

- 2 甲は、厳気象発生月以外の期間においても、乙の要請にもとづき契約設備の停止計画の案、供出可能量および運用制約等を乙に提出するものとする。

(電力量の計量)

第10条 契約設備ごとの電力量（以下「実績電力量」という。）の計量は、原則として契約設備ごとにその供給地点に（当社が属地TSOとならない場合、「丙が」を加える。）取り付けられた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとする。ただし、契約設備ごとにその供給地点で計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）の協議により定めるものとする。

- 2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）の約款30（電力および電力量の算定）に準じて協議により実績電力量を決定するものとする。
- 3 供給地点と異なる電圧で計量を行なうときは、甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議のうえ、別途定めた方法にて、実績電力量を供給地点における値に補正するものとする。
- 4 乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）は、次条に定める調整力ベースラインの算定に必要な契約設備ごとの実績電力量を乙からの指令により甲が需要抑制を実施した月の翌月12営業日（当社が属地TSOとならない場合、別途丙が提示する日）までに甲に提出するものとする。

(計量器等の取付け)

第11条 調整力の提供に係る料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、乙の所有として、乙が取り付けるものとする。ただし、乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）の約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付けられる計量器等で代替可能な場合は、当該計量器等で代替するものとし、本契約にもとづき、あらためて計量器等を取り付けることはしないものとする。

(通信設備等の施設)

第12条 契約設備に対する乙の指令の受信および契約設備の現在出力等の乙（当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）への伝送等に必要な通信設備および伝送装置は、次のとおり施設するものとする。ただし、甲と乙（当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）との間で、通信設備または伝送装置等の省略について合意がなされている場合は、この限りでない。

(1) 専用線オンライン指令の場合

イ 契約設備側の通信装置，出力制御装置等

甲が選定し，甲の所有として，甲が取り付けるものとする。また，その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ロ 契約設備側から最寄りの変電所，通信事業所までの間の通信線等

乙（当社が属地TSOとならない場合，本号および次号の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し，乙の所有として，乙が取り付けるものとする。また，その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ハ 上記イおよびロ以外の通信線等

乙が選定し，乙の所有として，乙が取り付けるものとする。また，その工事に要する費用は乙が負担するものとする。ただし，保安通信電話や転送遮断装置等，発電機等連系に必要な装置の情報伝送において，伝送路を専有している場合はこの限りでない。

(2) 簡易指令システムを用いたオンライン指令の場合

イ 契約設備で使用する受信装置（VEN）

甲が選定し，甲の所有として，甲が取り付けるものとする。また，その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ロ 簡易指令システムから受信装置（VEN）までの間の通信回線等

乙が指定する通信回線および認証・暗号化について，甲の負担で契約を行なうものとする。

(調整電力量の算定)

第13条 第14条に定める甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）が相手方に支払う料金の算定期間における乙の指令に従い甲が需要抑制をすることにより供出した電力量（以下「調整電力量」という。）は、契約設備ごとに第2条で定める30分ごとの調整力ベースラインから第10条で算定した30分ごとの実績電力量に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じ小数点第1位を四捨五入した値を減じた値（以下「抑制電力量」という。）を30分ごとに合計したものとする。

なお、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行なうものとする。

また、損失率は約款にもとづくものとする。

2 前項の調整電力量については、以下の区分で算定する。

(1) 上げ調整電力量

調整電力量が正の場合の電力量

(2) 下げ調整電力量

調整電力量が負の場合の電力量

3 本条第1項により算定された抑制電力量、実績電力量および前項により算定された調整電力量については、原則として乙からの指令により甲が需要抑制を実施した月の翌月末日までに、乙が別途定める書式を用いて甲から乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「乙および丙」に置き換える。）へ提出するものとする。

(料金)

第14条 乙は、調整力の提供に係る料金として、厳気象対応調整力契約電力料金(月間kW料金)と厳気象対応調整力料金(月間kWh料金)を甲に支払うものとする。

2 甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙が」に置き換える。）が相手方に支払う料金の算定期間は、毎月 1 日から当該末日までの期間とする。（以下「料金算定期間」という。）

(厳気象対応調整力契約電力料金(月間kW料金))

第15条 甲が入札時に申し入れた容量価格（以下「年間料金」という。）を6で除した額（以下「税抜月間kW料金」という。）に第28条で定める事業税相当額（ただし、事業税相当額は、甲の事業税に収入割を含む場合で、乙の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり、地方税法の規定により乙の収入とすべき金額の総額から乙が甲に料金として支払うべき金額に相当する金額が控除される場合および乙が支払いを受ける場合に限り加算するものとする。以下同じ。）を加算した額を月間kW料金とする。ただし、端数は提供期間の最終月分で調整するものとし、月間料金は別紙1に定めるとおりとする。

2 本契約が契約期間の途中で終了した場合、契約終了日を含む月の月間kW料金については、契約終了日までの日割計算により算定された金額とする。

(契約電力未達時割戻料金)

第16条 甲は、平日時間において、乙からの指令にも係らず、乙の責とならない甲の契約設備の事故や当日の計画外の点検等の事由により、乙が需要抑制を指令している時間における甲が提供した30分単位のコマごとの調整電力量が、第5条に定める契約電力を2で除して得た値に達しない場合（第8条（6）により乙からの指令による需要抑制終了の場合を除く。以下「契約電力未達」という。）、契約電力未達時割戻料金を料金算定期間ごとに次項のとおり算定するものとする。なお、次条に定める停止日数の対象期間においても、契約電力未達の判定を実施するものとする。

ただし、契約電力未達を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、契約電力未達の対象としないことができるものとする。

2 契約電力未達割戻料金については以下の式にて算定するものとする。なお、発動回数は、運用要件に定める最低発動回数の12回とする。

ただし、13回目の発動回数以降、12回を超えて実際に応じた回数を加えた回数とする。

契約電力未達時割戻料金

$$= \frac{30\text{分単位のコマ数 (1コマ)} \times \text{未達度合い合計}}{\text{発動回数} \times 3\text{時間} \times 2\text{コマ}} \times \text{年間料金} \times 1.5$$

3 未達度合いについては以下の式にて算定するものとし、未達度合い合計は、これを提供期間を通じて算定したものとする。

なお、本条本項における契約電力および一部供出電力は、30分単位の値として2で除してえた値とする。

また、調整電力量が契約電力の90%未満にとどまる場合には調整電力量はゼロとして算定し、調整電力量が90%以上となる場合には調整電力量は契約電力を上限として算定するものとする。

$$\text{未達度合い} = (\text{契約電力} - \text{調整電力量}) \div \text{契約電力}$$

なお、30分ごとの調整電力量が契約電力の90%未満〔甲より事前に契約電力の一部でも供出可能（代替設備等による供出を含む）の申し出があり、乙がそれを認めた場合（以下「一部供出時」という。）については、その供出可能量（以下「一部供出電力」という。）の90%未満〕にとどまる場合の当該30分の調整電力量はゼロとして算定し、調整電力量が契約電力の90%以上（一部供出時は一部供出電力の90%以上）となる場合には調整電力量は契約電力（一部供出時は一部供出電力）を上限として算定するものとする。

また、本条本項における契約電力および一部供出電力は、30分単位の値として2で除して得た値とする。

$$\text{未達度合い} = (\text{一部供出電力} - \text{調整電力量}) \div \text{契約電力} \\ + (\text{契約電力} - \text{一部供出電力}) \div \text{契約電力}$$

4 前項にて算定した契約電力未達時割戻料金は原則として料金算定期間の翌月分の月間料金から割引くものとする。

(停止割戻料金)

第17条 甲は、平日時間において、乙の指令の有無に係わらず、乙の責とならない甲の契約設備の事故や点検等、または乙が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合等の事由により、乙の指令に従った需要抑制および待機をすることができない日数（前条による契約電力未達時割戻料金を適用した日を除き、以下「停止日数」という。）について停止割戻料金を料金算定期間ごとに次項のとおり算定するものとする。ただし、甲が、乙との協議により別途定めた代替設備等を使用し、電源 I' 厳気象対応調整力(kW)を提供することの申し出を前日12時までに行ない、乙が代替設備等の使用を認めた場合、または停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、停止割戻料金の対象としないことができるものとする。

なお、代替設備の使用に必要な費用は、甲の負担とする。

また、当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合のその減少した容量は、属地TSOが同一の他の契約設備と、電源 I' 厳気象対応調整力契約電力の比で按分し、その容量が供出不可となったものと見做すものとする。

2 停止割戻料金については年間料金を用いて、以下の式にて算定するものとする。

$$\text{停止割戻料金} = \frac{\text{平日時間の停止日数}}{\text{当該年度の厳気象発生月の平日数合計}} \times \text{年間料金}$$

3 甲より乙（当社が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）に対し、契約電力の一部を供出可能である申し出があり、乙がそれを認めた場合は、停止割戻料金算定上の停止日数について、以下の算出式により修正できるものとする。

修正後の停止日数

= 修正前の停止日数

$$\times \frac{\text{契約電力} - \frac{\text{一部供出電力} \times \text{一部供出可能電力の運転可能時間}}{\text{契約電力の運転可能時間}}}{\text{契約電力}}$$

4 第2項にて算定した停止割戻料金を料金算定期間の翌月分の月間料金から割引くものとする。

(厳気象対応調整力料金(月間kWh料金))

第18条 料金は第13条で定める「上げ調整電力量」に、第19条で定める申出単価を乗じて算定された費用と「下げ調整電力量」に当該コマのインバランス料金単価（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき丙が算定し、公表するもの。）に $1 / (1 + \text{消費税率})$ を乗じ、小数点第3位で四捨五入して算定された消費税抜インバランス料金単価を乗じて算定された費用の料金算定期間の合計金額とする。

なお、金額の単位は1円とし、料金算定過程における端数処理は行わず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てを行なうものとする。

(電力量料金に係る単価の提出)

第19条 甲は乙（当社が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）に対し、乙が定める様式（別紙2（申出単価等一覧表））により、土曜日（以下「適用期間」という。）までの以下の申出単価を原則として適用期間の開始直前の火曜日（当該日が休祝日の場合はその直前の営業日とする。）の14時までに提出するものとする。なお、申出単価は入札時に甲が提示した別紙1に記載の上限電力量単価●●円/kWhを上限とする。

ただし、甲の特別な事情により、適用期間の途中で申出単価を変更する必要が生じた場合は、甲はすみやかにその旨を乙（当社が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）に連絡し、甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議のうえ、申出単価の変更を行なうことができるものとするが、適用した単価

を過去に遡って修正することはできないこととする。

また、発動決定後、発動終了時間までの単価変更についてもできないこととする。

V1：上げ調整電力量に適用する単価（円/kWh）

申出単価については、銭単位で申告するものとする。

（料金等の支払い）

第20条 第15条、第16条、第17条および第18条により算定した料金については、原則として以下のとおり支払いを行なうものとする。ただし、請求日が（1）および（2）で定める期日より遅延した場合は、その遅延した日数に応じ支払期日を延伸するものとする。

料金は、（1）および（2）に第29条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

（1）月間kW料金

甲または乙は、翌月（ただし、提供期間の最終月については、その翌々月）第1営業日までに書面により相手方に請求するものとし、当該相手方は同月末日（末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日）までにその相手方に支払うものとする。

（2）月間kWh料金

甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）は、翌々月第5営業日までに書面により相手方に請求するものとし、当該相手方は同月末日（末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日）までにその相手方に支払うものとする。

なお、契約設備が需給調整市場における取引に用いられる場合（需給調整市場に関する契約が締結されている場合）の支払期日について、本項に定めのない事項は需給調整市場に関する契約によるものとする。

- 2 前項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲または乙」を「甲、乙または丙」に置き換える。）はその相手方に支払うものとする。
- 3 第16条に定める契約電力未達時割戻料と、第17条に定める停止割戻料ととの合計が、第15条に定める当該月の税抜月間kW料金を上回る場合は、甲は、その差額に消費税等相当額および乙の事業税相当額を加算し

た金額を乙に支払うものとし、第13条で定める「上げ調整電力量」に第19条において定めた申出単価から事業税相当額を除外した額を乗じて算定された費用を、第13条に定める「下げ調整電力量」に第18条において定める税抜インバランス料金単価を乗じて算定された費用が上回る場合は、甲に対して有するそれらの債権と、乙が甲に対して負う債務を相殺処理することができるものとし、甲はその差額に消費税等相当額および乙（当社が属地TSOとならない場合「乙」を「丙」に置き換える。）の事業税相当額を加算した金額を乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）に支払うものとする。当該請求および支払いについては、第1項および第2項に準じて行なうものとする。ただし、契約電力未達時割戻料金と停止割戻料金の合計金額の上限は、年間料金とする。

- 4 第15条、第16条、第17条および第18条により算定した料金が不相当と認められる場合は、甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）で協議のうえ、金額の再算定を行なうものとする。再算定の結果、適切な金額と既支払金額との間に差額が発生した場合は、次の料金支払いに合わせて精算するものとする。

（契約期間、提供期間および契約の有効期間）

- 第21条 本契約にもとづく甲から（当社が属地TSOとならない場合、「丙を通じた」を加える。）乙への調整力の契約期間は2021年4月1日から2022年3月31日までとする。
- 2 本契約にもとづく甲から（当社が属地TSOとならない場合、「丙を通じた」を加える。）乙への調整力の提供期間は2021年7月1日から2021年9月30日および2021年12月1日から2022年2月28日までとする。
 - 3 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

（合意による解約）

- 第22条 甲乙いずれか一方（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙いずれか一方」を「甲または乙もしくは丙のいずれか」に置き換える。）がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方（当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）にその旨を申し出て、相

手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第23条 甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約に定める規定を遵守することを著しく怠った場合、甲または乙はその相手方（当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「当事者」に置き換える。）に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約に定める規定を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反しその履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、意図的な契約不履行が認められた場合または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- (2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- (3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(解約または解除に伴う補償)

第24条 本契約の解約または解除において、その責に帰すべき者の相手方（当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第25条 甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、「もしくは丙」を加える。）が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に係る部分の全部を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方（当社が属

地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。)に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第26条 甲および乙(当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲および乙」の後に「ならびに丙」を加える。)は、相手方(当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知または催告を要することなく、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者(以下これらを総称して「反社会的勢力」という。)であると認められる場合
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (3) 反社会的勢力を利用する等したと認められる場合
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合(甲または乙(当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。)が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。)
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為
- 2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第27条 甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約に伴い、相手方（当社が属地TSOとならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害を与えた場合、甲または乙はその賠償の責を負うものとする。

(事業税相当額および収入割相当額)

第28条 本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは、事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。

2 料金算定時の収入割相当額および事業税相当額の算定方法は次のとおりとする。

(1) 甲が事業税相当額に収入割相当額を含む場合で、乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「乙および丙」に置き換える。）が甲に支払う場合

 厳気象対応調整力契約電力および上げ電力量料金の支払い時に収入割相当額(料金に収入割に相当する率/ (1 -収入割に相当する率) を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

 なお、収入割相当額に適用する収入割に相当する率は、甲の収入割に相当する率とする。

(2) 甲が乙または丙に支払う場合

 下げ電力量料金およびペナルティ料金の支払い時に事業税相当額(料金に事業税率/ (1 -事業税率) を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

 なお、事業税相当額に適用する事業税率は、乙または丙の事業税率とする。

(消費税等相当額)

第29条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法上の規定により貸される地方消費税に相当する金額をいう。

- 2 消費税等相当額の計算にあたっては、第15条、第16条、第17条および第18条により算定した各金額に前条第2項(1)に定める収入割相当額または前条第2項(2)に定める事業税相当額を加算した金額を課税標準とする。

(単位および端数処理)

第30条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てを行なうものとする。ただし、第28条で定める事業税相当額および収入割相当額、ならびに前条で定める消費税等相当額を加算して授受する場合は、事業税および収入割、ならびに消費税が課される金額、事業税相当額および収入割相当額、ならびに消費税等相当額の単位は1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第31条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙の」を「当事者間での」に置き換える。）間で協議のうえ定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第32条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

- 2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第33条 甲および乙（当社が属地TSOとならない場合、「ならびに丙」を加える。）は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、相手方（当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）の事前の承諾を得た場合、または電気事業法およびその他関係法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合および調整力の広域的な運用のために、乙が他の一般送配電事業者に提示する場合は、この限りでない。

- 2 本条に定める規定は、本契約終了後も存続するものとする。

(協議事項)

第34条 本契約に定めのない事項については、本契約等によるものとする。

- 2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2通（当社が属地TSOとならない場合、「2通」を「3通」に置き換える。）を作成し、記名押印のうえ甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「丙」を加える）各その1通を保有する。

2021年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町一丁目1番1号

甲 〇 〇 株 式 会 社
 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社
 代表取締役社長 〇〇 〇〇

(当社が属地TSOとならない場合、以下の内容を加える)

(住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番

丙 東北電力ネットワーク株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇